

佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA型鑑定に係る不正行為を非難し、
第三者機関による徹底的な調査と再発防止策を強く求める会長声明

2025年(令和7年)9月8日、佐賀県警察は、科学捜査研究所に所属する技術職員が、7年余りにわたってDNA型鑑定で虚偽の書類を作成するなどの不正行為(以下「本件不正行為」という。)を行っていたことを公表した。

当初佐賀県警察は、確認された不正行為は130件であり、うち16件の鑑定結果が証拠として検察庁に送られていたものの、捜査・公判への影響はなかったと説明していた。

しかし、その後同年11月27日に公表された警察庁の特別監察の中間報告(以下「特別監察中間報告」という。)では、上記130件のうち鑑定結果が検察庁に送致されたと認められたのは25件であり、うち7件については、公判への影響を引き続き確認しているとされた。

特別監察中間報告は、例えば捜査・公判への影響の有無について弁護士等への確認は行っていないこと、また犯人性立証の証拠が本件不正行為が行われたDNA型鑑定のほかには自供及び引き当たりしかない事案であっても、本件不正行為による捜査への影響はなかったと軽々に結論づけていることなどの点で、不十分かつ捜査機関側の立場に偏ったものといわざるを得ないし、そもそも検察庁への送致件数という極めて単純な事項についてすら佐賀県警察が正確に把握・公表していなかった事実は、警察内部による調査の限界を如実に表している。

日本弁護士連合会の同年9月29日付け「佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA型鑑定に係る不正行為に関する会長声明」が指摘するように、本件不正行為は、警察内部の監察及び検察官による指揮並びに都道府県公安委員会による監督では、鑑定に際しての証拠の偽造を防止することはできないという構造的欠陥を改めて明らかにした。

かような組織的な問題に対しては、組織の内部的な調査ではその客観性への疑念を払拭することができず、失墜した社会的信頼の回復と、徹底した原因究明及び再発防止を行うことは到底できない。

同年10月2日、佐賀県議会は本件不正行為について独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査等を求める決議を全会一致で採択した。しかるに、未だ第三者機関による調査は実現していない。

刑事手続において、DNA型鑑定を含む科学鑑定は、実体的真実の発見、真犯人の適正な処罰、冤罪の防止等において極めて重要な役割を果たしている。本件不正行為は、その信頼を根底から揺るがすものであって、その回復は急務である。

以上を踏まえ、当会は、本件不正行為を非難するとともに、佐賀県警察、国家公安委員会及び警察庁に対し、本件不正行為について、警察組織から独立した第三者機関による、徹底的な調査及び原因の究明と、再発防止策の策定及び実施を強く求めるものである。

2026（令和8）年1月8日

香川県弁護士会
会長 八木 俊 則